

オンライン資格確認システムを導入している医療機関等では、

「限度額適用認定証」が不要です

●限度額適用認定証とは

医療費の支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額までの支払いにするための書類です。

●限度額適用認定証がないと高額療養費の制度は受けられないの？

限度額適用認定証の発行の有無に関わらず、高額療養費制度は適用されます。医療機関等の窓口で限度額以上の支払いをした場合は、後ほど長岡市から高額療養費支給申請書を送付します。

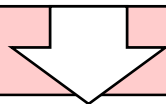
●オンライン資格確認システムとは

医療機関等の窓口において、オンライン上で限度額等の情報を確認できるシステムのことです。受診する医療機関で、保険証を提示し、本人同意が得られれば、このシステムで限度額の区分を確認できるため、紙の限度額適用認定証は不要です。

●何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまで

医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。有効期限が切れる後も認定証が必要な方は、更新の手続きが必要でした。



これから

オンライン資格確認システムが導入されている医療機関等では、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。市役所での手続きは必要ありません。

●どこの医療機関が導入しているの？

対応医療機関等は、新潟県のホームページで公表されています。右のQRコードからも確認できます。



<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shichouson/kenkouhokensho.html>

●注意事項

次の場合は、これまでどおり紙の限度額適用認定証を発行する必要があります。

- ・オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関等で高額な医療を受ける場合
- ・国民健康保険料の滞納がある場合
- ・申請月以前 12 か月に 90 日を超える長期の入院をしていて、食事療養費が減額の対象になる場合